

令和2年度「ボランティア活動に関する保険」の受付開始について

全国社会福祉協議会で取り組んでいる、次の4つの保険の令和2年度分の受付を開始しましたので、お知らせいたします。

1. ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガ、物損などの事故を補償する保険です。
活動を行う予定の方には、万が一の時の備えとしてご加入をお勧めします。

これまでとの変更点

加入プランが、「基本タイプA・B」「天災タイプA・B」の4プランから、「基本プラン」と「天災・地震補償プラン」の2プランになります。

◎加入できる対象者

社会福祉協議会およびその構成員・会員、ならびに社会福祉協議会が運行するボランティア・市民活動などに登録しているボランティア、ボランティアグループ、団体。

◎対象となる活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」
※有償の活動や学校管理下の活動等の、対象とならない活動もありますので詳細はご相談下さい。

◎保険料（令和2年度）

基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

◎補償期間

令和2年4月1日午前0時から 令和3年3月31日午後12時までの1年間

※中途加入の場合は、

加入手続きが完了した翌日の午前0時から 令和3年3月31日午後12時まで。

2. ボランティア行事用保険

社会福祉協議会の構成員や会員である団体・グループおよび、社会福祉協議会などが主催者となり、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における、ケガや物損等を補償する保険です。

これまでとの変更点

新たに、予定行事を多く記入できる別紙が追加されました。

事前に予定がわかる場合は、「加入申込書」を複数枚記入する必要がなくなりました。

3. 福祉サービス総合補償

社会福祉協議会をはじめ、その構成員や会員である団体、グループなどが行う在宅福祉・地域福祉サービスにおける様々な事故を補償します。

4. 送迎サービス補償

社会福祉協議会をはじめ、その構成員や会員である団体、グループなどが行う移送・送迎サービスにおいて、その利用者の移送・送迎中の傷害事故等を補償します。

◎なお、お問合せ・お申込みは、お近くの市区町村社会福祉協議会まで。
鶴岡市の方は、次の窓口まで。

鶴岡市ボランティアセンター（にこ♡ふる内）	☎ 2 3 - 2 9 7 0
藤島福祉センター（藤島庁舎内）	☎ 6 4 - 3 1 0 0
羽黒福祉センター（羽黒庁舎内）	☎ 6 2 - 4 5 3 4
櫛引福祉センター（櫛引老人福祉センター）	☎ 5 7 - 5 3 0 0
朝日福祉センター（朝日庁舎内）	☎ 5 3 - 2 7 9 5
温海福祉センター（温海庁舎内）	☎ 4 3 - 2 1 1 4